

## 特別養護老人ホーム優先入所申込みにあたって

戸田ほほえみの郷におきましては、厚生労働省及び埼玉県の指針に基づいた入所規則により、入所申込み手続き等を行っております。優先入所の順番につきましては、入所の必要性を総合的に評価して決定することとしております。後から申し込んでいたとしても、入所の必要性が高いと判断された場合は、先の方より早く入所していただくこととなります。

また、埼玉県特別養護老人ホーム優先入所指針の改正に伴い、平成27年4月1日より入所の対象となる方が原則として、要介護3から要介護5の認定を受けている方で、常時介護を必要とし、在宅において介護を受けることが困難な方となっております。

＜お申込みの際の提出書類＞

① 「入所申込書」

② 「認定調査票（写）」（お住まいの市町村にお問合せください）

※戸田市役所の場合は2F長寿介護課

③ 「介護保険被保険者証（写）」

④ 「サービス利用票及び別表(直近3ヶ月分)（写）」

（現在、病院・介護保険施設等に入所中の場合は入所前のもの）

※ 在宅介護サービスを利用した事がない場合は不要です。

\* 初回申込書の内容に変更が生じた場合は、必ず施設にご連絡願います。

例) ・介護認定の更新・変更で介護度に変更が生じた場合

⇒ 介護保険証のコピー＋認定調査票を提出して下さい

・申込み時と介護者の状況に大きく変更がある場合

⇒ 申込書を新しく書き直して再度提出して下さい

・上記2点に変更がある場合で在宅サービスを継続して利用している方

⇒ サービス利用表及び別表（直近3ヶ月）（写）を提出して下さい

・他施設入所が決まった、入所希望者が亡くなった等で取り下げの場合も連絡願います

\* 入所申込書は、内容確認のため当施設まで直接ご持参下さい。

\* 郵送での受付は行っておりません。

\* 申込みに来所される前に、必ずご連絡ください。生活相談員が窓口となります。

お問い合わせ先 特別養護老人ホーム

戸田ほほえみの郷 生活相談員

TEL：048（432）9811